

## 独立監査人の監査報告書

令和2年6月15日

社会福祉法人寿泉会  
理事会 御中

五十鈴監査法人  
津事務所

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

下津和也



### <計算関係書類監査>

#### 監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づく監査に準じて、社会福祉法人寿泉会の平成31年4月1日から令和2年3月31までの令和元年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の

基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## ＜財産目録に対する意見＞

### 財産目録に対する監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づく監査に準じて、社会福祉法人寿泉会の令和2年3月31日現在の令和元年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

### 財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

### 財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査実施概要及び監査結果の説明書の提出について

令和2年6月15日

社会福祉法人寿泉会

理 事 会 御 中

五十鈴監査法人

指 定 社 員 下 津 和 也  
業務執行社員



貴法人、益々御隆盛のこととお慶び申し上げます。

当監査法人は、貴法人の令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の計算関係書類及び財産目録について監査を行い、同日付にて、計算関係書類に対して無限定適正意見を付し、財産目録に対して法人単位貸借対照表と整合して作成されている旨の監査意見を付した監査報告書を提出しております。

この監査に当たって当監査法人が実施した監査の実施概要及び監査結果について参考となる事項をご報告申し上げます。

本報告書は、「会計監査及び専門家による支援について（社援基発0427第1号）」及び貴法人からの依頼に基づき、当監査法人から、貴法人の理事会及び監事へご報告することを目的として作成しております。従って、書面による事前の承諾なく、本報告書（複写物も含む。）のすべて又はその一部でも外部の第三者に対し配布したり、引用したりしないようお願い致します。なお、当監査法人は、本報告書の目的外利用により外部の第三者に対して何ら責任を負いません。

# 監査実施概要及び監査結果の説明書

五十鈴監査法人

## 目 次

ページ

I. 監査の概要.....	1
1. 監査チームの構成.....	1
2. 監査の目的と基準.....	1
3. 監査の実施状況.....	2
4. 主要な実証手続の実施結果.....	2
5. コミュニケーションの概要.....	3
II. 監査に関連する監査人の責任に関する事項.....	3
III. 当監査法人の品質管理体制.....	3
1. 会計監査人の職務の遂行に関する事項.....	3
2. 保証業務における独立性に関する事項.....	3
IV. 計算関係書類等の監査の結果に関する参考事項.....	3
1. 追記情報に関する事項.....	3
2. 監査上の重要な発見事項.....	4
3. 監査人が要請した理事者確認書の草案.....	5
4. 重要な虚偽表示に係る特別な検討を必要とするリスクに関する事項.....	5
5. 社会福祉法第45条の19第6項の規定で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第108条第1項に規定する事項.....	5
6. 不正又は不正の疑いに関する事項.....	6
V. 内部統制に関する事項.....	6
VI. その他の事項.....	6

## I. 監査の概要

### 1. 監査チームの構成

#### (1) 監査責任者

指定社員 下津和也  
業務執行社員

#### (2) 監査責任者以外の監査従事者の資格及び氏名

公認会計士 岡根良征 ( 主査 )  
公認会計士 山崎智博  
その他 小澤良太 ( 事務担当 )

### 2. 監査の目的と基準

#### (1) 監査の目的とその対象

##### ① 計算関係書類監査

社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に準じた監査証明を行うに当たり、その対象とした貴法人の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の計算関係書類は、以下のとおりです。

- ・計算関係書類：社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書(社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。)の項目

##### ② 財産目録に対する意見

社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に準じた監査証明を行うに当たり、その対象とした令和2年3月31日現在の令和元年度の財産目録は、以下のとおりです。

- ・財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。）

## （2）監査に関する基準

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っております。

監査に関する法令及び諸規則としては、社会福祉法関連の法令、公認会計士法関連の法令、監査基準、監査基準委員会報告書・監査に関する品質管理基準・品質管理基準委員会報告書等の実務指針その他が含まれます。

## 3. 監査の実施状況

令和元年6月28日付で締結いたしました「監査契約書」に記載のとおり、監査を実施いたしました。また、監査手続を実施する際、特に制約となる事項はありませんでした。

## 4. 主要な実証手続の実施結果

### （1）実査

対象項目	実施時期	対象範囲等
現金預金	令和2年4月1日	本部保管分

実査の結果として、監査意見を限定するような事項はありませんでした。

### （2）確認

対象項目	実施時期（基準日）	対象範囲等
預金	令和2年3月31日	全件
借入金	令和2年3月31日	全件
事業未収金	令和2年3月31日	三重県国民健康保険団体連合会 アクリティーブ・メディカルサービス(株)

確認の結果として、監査意見を限定するような事項はありませんでした。

## 5. コミュニケーションの概要

### (1) 監事とのコミュニケーション

これまでに実施した監事とのコミュニケーションは、以下のとおりです。

実施日	対象者	主な内容
令和元年 6月 28 日	監事 井熊 信行 氏 監事 小川 裕行 氏	監査計画の説明等

## II. 監査に関連する監査人の責任に関する事項

当監査法人は、貴法人の理事者が作成する社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づく計算関係書類並びに社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づく財産目録に対して監査意見を形成し、表明する責任を有しております。なお、当監査法人の実施する計算関係書類及び財産目録の監査は、貴法人の理事者又は監事の責任を代替するものではありません。

## III. 当監査法人の品質管理体制

### 1. 会計監査人の職務の遂行に関する事項

社会福祉法施行規則第2条の33第1項の規定に準じた監事への通知事項については、【別紙1】をご参照ください。

### 2. 保証業務における独立性に関する事項

当監査法人は、貴法人に対して非監査業務を提供する際には、独立性に関する職業倫理の規定に照らして提供の可否を判断することとしております。なお、当会計年度において貴法人に対して非監査業務を提供しておりません。

## IV. 計算関係書類等の監査の結果に関する参考事項

### 1. 追記情報に関する事項

監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は計算関係書類等の内容のうち強調する必要がある事項と判断した場合、監査報告書の追記情報としてその旨を記載することとなっており、以下のように大別されます。

- (1) 正当な理由による会計方針の変更
- (2) 重要な偶発事象
- (3) 重要な後発事象
- (4) その他

上記について検証いたしましたが、追記情報として記載すべきものは認められませんでした。

## 2. 監査上の重要な発見事項

- (1) 会計方針、会計上の見積り及び計算関係書類等の開示を含む、会計実務の質的側面のうち重要なものについての当監査法人の見解

- ① 会計方針
- ② 会計上の見積り
- ③ 計算関係書類等の開示
- ④ 関連する事項

上記事項について、当監査法人の見解として特記すべき事項はありません。

- (2) 監査期間中に直面した困難な状況

該当事項はありません。

- (3) 理事者と協議又は理事者に伝達した重要な事項

- ① 会計処理に関する事項

該当事項はありません。

- ② 発見した虚偽表示に関する事項

該当事項はありません。

- ③ 関連当事者に関する事項

該当事項はありません。

- ④ 理事者の見解と相違がある重要な事項

該当事項はありません。

⑤ その他

該当事項はありません。

(4) 財務報告プロセスに関連する重要と判断したその他の事項

該当事項はありません。

3. 監査人が要請した理事者確認書の草案

【別紙2】をご参照ください。

4. 重要な虚偽表示に係る特別な検討を必要とするリスクに関する事項

特別な検討を必要とするリスク	当該リスクとして識別した理由	当該リスクへの対応
収益認識に係るリスク	通常不正リスクがあると推定されるため	① 収入サイクルの内部統制の整備運用評価 ② 実証手続 ・重要な取引について、証憑突合を実施する。
内部統制を無効化するリスク	通常不正リスクがあると推定されるため	① 実証手続 ・年間を通じた仕訳レビューを実施する。

重要な虚偽表示に係る特別な検討を必要とするリスクへの対応を実施した結果、監査意見を限定するような事項はありませんでした。

5. 社会福祉法第45条の19第6項の規定で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第108条第1項に規定する事項

監査の実施過程で、理事者の職務遂行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は発見されませんでした。

なお、監査は、すべての理事者の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見することを予定しておらず、またそのような保証を与えるものではありません。

## 6. 不正又は不正の疑いに関する事項

下記の貴法人の役職者の関与が疑われる不正に関する事項は識別しておりません。

- 理事者
- 貴法人の全社統制において重要な役割を担っている従業員
- 不正が計算関係書類等の重要な虚偽表示となる場合には、上記以外の者

## V. 内部統制に関する事項

### (1) 重要な不備

これまでに実施した監査手続の結果、内部統制の重要な不備は認識しておりません。

### (2) その他の改善事項

下記VI. その他の事項をご参照ください。

## VI. その他の事項

これまでに実施した監査において識別した、会計処理に関する指摘事項や検討事項、また、貴法人の組織運営に関する検討課題について、下記にご報告いたします。

### (1) 会計処理に関する事項

#### ①当年度において修正対応済みの事項

項目	内容	計算書類に与える影響 (資金収支計算書/事業活動計算書)
預金	外貨預金について、決算日ににおける換算レートで換算すべきところ、昨年度までは換算されていませんでしたが、当年度においては換算されています。	△0千円/△0千円
固定資産	八幡園の建物について、減価償却計算に使用する耐用年数に誤りがあり、過年度の減価償却費（対応する国庫補助金等特別積立金取崩額を含む）が過大に計上されていました	なし/+9,131千円*1  *1 内訳は下記のとおりです。 減価償却費過大分 +19,833千円 国庫補助金等特別積立金取崩額分 △10,735千円

	が、当年度期首時点までの過大計上額について、当年度の特別収益として処理されています。	
固定資産	しおりの里の建物について、減価償却計算時に残存価額10%を設定して計算すべきところ、残存価額0として計算されており、過年度の減価償却費（対応する国庫補助金等特別積立金取崩額を含む）が過大に計上されました。このうち、影響額が比較的大きく、今後も長期にわたり影響を及ぼす2件について、上記八幡園と同様の対応をされています。	なし/+8,457千円*1  *1 内訳は下記のとおりです。 減価償却費過大分 +9,316千円 国庫補助金等特別 積立金取崩額分 △ 859千円
人件費	賞与引当金に係る社会保険料が計上されていませんでしたが、当年度より計上されています。	なし/△1,427千円
人件費	医療法人碧会からの出向者に係る賞与引当金が計上されていませんでしたが、当年度より計上されています。	なし/△5,963千円
税金	未払消費税が計上されていませんでしたが、当年度より計上されています。	△ 589千円/△589千円

## ②次年度以降にご検討いただきたい事項

項目	内容
事業未収金	長期間入金されていない債権が約2百万円程度あると伺っています。今後も回収が見込まれない場合は、貸倒引当金の設定、あるいは貸倒損失処理を行うことが考えられます。 なお、貸倒引当金等の処理は、将来事象に関する判断を伴うので、恣意性が介入しないよう一定の基準を定めておくことが考えられます。

## (2) 組織運営に関する事項

### ① 経理体制について

社会福祉法人制度改革における項目の一つに事業運営の透明性の向上が掲げられているように、公益性の高い社会福祉法人において正確な計算書類を作成しこれを広く開示することは、国民に対する説明責任を果たすうえで重要であると言えます。

しかし、貴法人の経理体制は、経理業務に専属で配属されている方がおらず、経理に関する知識や各拠点の業務に関する理解が蓄積されにくくい体制であると認識しています。

経理業務は一般的に専門性が高いことに加え、社会福祉法人の運営に関わる各種法令等の理解も必要であり、適した人材を採用あるいは育成するには一定の期間が必要であると考えられるため、経理体制の充実化をどのように図るのか早期に検討することが望まれます。

以 上

## 当監査法人の品質管理体制

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続として「監査の品質管理規程」を定め、品質管理に関する責任として下記の事項を定めております。

- ① 品質管理のシステムに関する最終的な責任は、総括代表社員が負うこと。
- ② 品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任は、社員会で決定した社員（品質管理担当社員）が負うこと。
- ③ 監査責任者は、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当監査法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負うこと。

(不正リスクへの対応)

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当社員としております。

### I. 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

#### 1. 職業倫理の遵守及び独立性の保持の方針及び手続

##### (1) 職業倫理

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

##### (2) 独立性

- ① 当監査法人は、当監査法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持の方針及び手続を定めております。
- ② 品質管理担当社員は、当監査法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しております。
- ③ 独立性に関する調査の結果、独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、品質管理担当社員は、独立性に対する阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去するためにセーフガードを適用するか、又は適切であると考えられる場合には監査契約を解除することとしております。

さらに、当監査法人が非監査証明業務を受嘱する場合、その業務を担当する者は、監査証明業務と同時に提供することを禁止された非監査証明業務又は自己レビュー等独立性に対する阻害要因が生じる業務に該当しないかどうかを確認するとともに、監査責任者及び品質管理担当社員に伝達し、事前承認を受けることとしております。

## (3) ローテーションの方針及び手続

当監査法人は、ローテーションの方針及び手続を次のとおり定めております。

- ① 大会社等及び一定規模（独立性に関する指針第1部第151項）以上の事業体の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付けております。
- ② 監査業務の主要な担当者が長期間に亘って継続して同一の監査業務に従事している場合、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を、社会的影響の程度も考慮した上で、決定しております。

## II. 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

当監査法人は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を次のように定めています。

- (1) 以下の全てを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行うこととしております。
  - ① 当監査法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること。
  - ② 当監査法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること。
  - ③ 当監査法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。
- (2) 監査業務の契約条件の合意に当たっては、監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」に準拠するものとしております。

## (不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定めています。

- (1) 不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。
- (2) 新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新に当たり、上記の手続が適切に行われていることを確かめなければならないとしております。

### III. 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

#### 1. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当監査法人又は監査責任者が状況に応じた監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を次のとおり定めております。

- ① 専門要員の適性及び能力を高めるため継続的な職業的専門家としての能力開発に努めること。
- ② 専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価し、報酬及び昇進を決定すること。
- ③ 職業倫理（独立性を含む。）を遵守して、その職責を果たすために適切な適性、能力及び権限を有する者を監査責任者に選任すること。

##### (不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当監査法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがあるとしております。

#### 2. 業務の実施

##### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違等、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。

また、監査責任者は、必要に応じて、監査チームのメンバーの指導を行うか、より経験のある監査チームのメンバーに経験の浅い監査チームのメンバーを指導することを指示するとしており、監査業務の監督には、以下の事項を含むとしております。

- ① 監査の進捗状況を把握すること。
- ② 監査チームの個々のメンバーの適性、能力及び経験、個々のメンバーがそれぞれの作業を実施するのに十分な時間が確保されているかどうか、個々のメンバーが各自に与えられた指示を理解しているかどうか、並びに作業が監査計画に従って実施されているかどうかについて検討すること。

- ③ 監査の過程で発見された重要な会計及び監査上の問題となる可能性がある事項をより経験のある監査チームのメンバーに報告するように指示し、当該事項の重要性の程度を検討し、監査計画を適切に修正すること。
- ④ 専門的な見解の問合せが必要な事項又はより経験のある監査チームのメンバーが検討を必要とする事項を特定すること。

さらに、監査の実施中に、当監査法人内で監査責任者の交代が行われた場合には、後任の監査責任者は交代日までに実施された作業に関する監査調書の査閲を実施することとしております。

#### (不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、上記の事項を踏まえて監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負うこととしております。また、当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達しなければならないとしており、監査責任者は、不正リスクを含む監査上の重要な事項の伝達が行われていることを確かめなければならないとしております。

#### (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めております。

#### (不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしており、監査責任者は、監査チームが当該手続を適切に実施する責任を負うこととしております。

#### (3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、全ての監査業務について、監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行い、審査に関する方針及び手続を「審査規程」として定めております。なお、当監査法人は、審査対象となる監査業務に従事しない社員から審査担当者を選任しております。

#### (不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者が審査において評価する重要な事項や監査チームが行った重要な判断には、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断が含まれ、

審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならないとしております。

なお、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、審査において検討され評価される事項には、例えば、以下の事項が含まれることとしております。

- ① 修正後の監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容
- ② 監査上の判断、特に重要性及び重要な虚偽表示の発生可能性に関して行った判断
- ③ リスク対応手続の種類、時期及び範囲
- ④ 入手した監査証拠が十分かつ適切かどうか。
- ⑤ 専門的な見解の問合せの要否及びその結論
- ⑥ 不正による重要な虚偽表示の疑義に関する監査調書には、実施した手続とその結論が適切に記載されているかどうか。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、社員会で審査を実施することとしており、監査責任者は、社員会で審査が実施されることを確かめなければならないとしております。

#### (4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を次のとおり定めております。

- ① 監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化すること。
- ② 監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないこと。
- ③ 監査チームのメンバーは、監査上の判断の相違の生じるおそれのある事項を認識した場合には、速やかに、監査責任者に報告するとともに、適時に、監査責任者は審査担当者に事前相談を行うこと。
- ④ 監査責任者は、監査上の判断の相違が生じた事項やそれが十分に予測される事項に関して、監査チームのメンバーが監査責任者又は当監査法人内の他の適切な者に報告することができ、これによって不当な取扱いを受けることはないということを適時に監査チームのメンバーに伝達すること。

#### (5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理、監査調書の保存及び廃棄に関する方針及び手続を次のとおり定めております。

- ① 監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめること。
- ② 監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の安全性等を合理的に確保すること。

- ③ 監査調書は10年間保存し、保存年限が到来したものは速やかに適切な手続をとること。

### 3. 品質管理のシステムの監視

#### (1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めております。当該プロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を含めております。

- ① 日常的監視は、新たに公表された法令等の品質管理の方針及び手続への反映の状況、独立性の保持のための方針及び手続の遵守についての確認書、継続的な職業的専門家としての能力開発状況、監査契約の新規の締結及び更新状況等を対象としております。
- ② 定期的な検証は、循環的に実施し、検証のサイクルは、通常3年を超えない期間としております。また、定期的な検証を行う担当者を選任する場合には、その監査業務の実施及び審査に関与しない者を選任することとしております。

#### (不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

- ① 監査契約の新規の締結及び更新
- ② 不正に関する教育・訓練
- ③ 業務の実施（監督及び査閲、当監査法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）
- ④ 監査事務所間の引継

#### (2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当監査法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、これが以下のいずれに該当するかを判断しております。

- ① 監査業務が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して実施され、かつ、発行する監査報告書が適切であることを合理的に確保する上で、品質管理のシステムが不十分であることを必ずしも示していない事例
- ② 速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備

品質管理担当社員は、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達することとしておりま

す。

当監査法人は、発見された不備に対する適切な是正措置には、以下のうち一つ又は複数の事項を含めることとしております。

- ① 関係する監査業務又は専門要員に対する適切な是正措置の実施
- ② 訓練や職業的専門家としての能力開発に関する責任者への発見事項の伝達
- ③ 品質管理の方針及び手続の変更
- ④ 当監査法人の方針及び手続に違反する者、特にそれを繰り返す者に対する懲戒処分

### (3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、以下の事項に関して、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。この方針及び手続の一部として、当監査法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるよう、明確に定められた内部通報等の制度を定めております。

- ① 当監査法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て

- ② 当監査法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て

- ③ 個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て（不正リスクへの対応）

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を、以下のように定めております。

- ① 不正リスクに関連して当監査法人内外から当監査法人に寄せられた情報を受け付ける。

- ② 当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。

- ③ 監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当社員に書面で報告する。

以上